

○こうち人づくり広域連合会計管理者事務専決規程

平成14年12月 1 日

訓 令 第 2 号

改正 平成19年 3 月29日 訓令第 1 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日 訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか、会計管理者の権限に属する事務に関し必要な事項を定めることにより、事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、こうち人づくり広域連合事務決裁規程（平成14年こうち人づくり広域連合訓令第 1 号）の例による。

(専決)

第 3 条 会計管理者の権限に属する事務のうち、出納員の専決できる事項は、別表のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものについては、この限りでない。

(代決)

第 4 条 会計管理者又は出納員が不在の場合は、次により決裁を受けなければならない。

(1) 会計管理者の決裁を受けるべき事務について会計管理者が不在のときは、出納員が代決する。

(2) 出納員の専決事項で出納員が不在のときは、会計管理者が決裁する。

(代決の禁止)

第 5 条 重要又は異例に属する事項については、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に急を要するもののほかは、代決することができない。

(後閲)

第 6 条 代決した事項は、代決者において直ちに後閲の手続又は報告をしなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

出納員の専決できる事項

科 目 等	出 納 員 専 決
1 報 酬	全 額
2 給 料	全 額
3 職員手当等（退職手当を除く。）	全 額
4 共 済 費	全 額
7 報 償 費	100万円未満
8 旅 費（外国旅費を除く。）	全 額
9 交 際 費	5万円未満
10 需 用 費	100万円未満
うち食糧費	5万円未満
11 役 務 費	全額
12 委 託 料	100万円未満
13 使用料及び賃借料	全額
14 工事請負費	100万円未満
15 原材料費	全額
17 備品購入費	100万円未満
18 負担金、補助及び交付金	100万円未満
19 扶 助 費	100万円未満
22 償還金、利子及び割引料（起債償還金、一時借入金を除く。）	100万円未満
26 公 課 費	100万円未満
収入の調定	全 額
歳入歳出外現金の受入	全 額
歳入歳出外現金の支払	全 額
有価証券の受払	全 額
過誤納金の還付	全 額
資金前渡、概算払精算、前金払の整理	全 額
振替による整理	全 額
予算科目設定	全 額
予算流用	100万円未満
予備費充用	20万円未満
上記に定めるもののほか、定例的かつ軽易な事務処理に関する こと。	全 額